

## 所長の部屋



### 所長のひとことアドバイス

タイトル 健康診断結果への対応 健診の常識

[2017年7月]

今回から、住民健診や職場健診(以後は健診と書きます。)で異常を指摘された場合の対応方法を解説します。まずは健診の常識から。

健診の項目には、以下の4つのグループがあります。第一は身体計測。身長、体重、腹囲、血圧測定などです。第二は血液・尿・便検査で、今回のシリーズではこれらの解説を中心にします。第三は胸部X線、心電図などの少し特殊な検査です。第四は医師による診察です。

これらには医師による判定結果が付きますが、人間ドック学会のものを例示します。

A:異常なし

B:軽度異常あるも日常生活に支障なし

C:軽度異常あり生活習慣改善、又は経過観察を要す

D1:要医療、D2:要精密検査(D1、D2判定不能の時はDとする)

E:現在治療中

結果がAとBのものは対応不要です。Cでは3ヶ月から1年後に再検査が必要で、通常は生活改善の方法や受診時期等の指示が明示されます。Dでは早急に受診し精密検査や治療を受けてください。Eでは、かかりつけ医に結果を見て頂き、その指示に従ってください。

せっかく健診を受けて異常を指摘されたのに放置している方が、意外と多いようです。放置したために手遅れになる場合もありますので、特にD判定の場合はすぐに医療機関を受診してください。